「ファームバンキング/ホームバンキング利用規定」変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

Page	新	IB	備考	差分
				(略)
新:1				<u>削除</u>
旧:1	ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」	ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」		
	といいます。)は、パソコンなど当会所定の端末機器を使用して、	といいます。)は、パソコン <u>やファクシミリ</u> など当会所定の端末機		
	本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に	器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)		
	基づき、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振	からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知す		
	替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定によ	<u>るサービス、契約者の口座</u> 残高等の情報を提供するサービス、振		
	り行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有	込・振替手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定		
	し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制	により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を		
	定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の	保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当		
	方のみとします。	会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居		
		住の方のみとします。		
				(略)
旧:3		6. 通知サービス		削除
		<u> </u>		
				(略)
旧:3		通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込		削除
		書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立て、自動		
		引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサ		
		ービスをいいます。_		
				(略)
新:3		7. 照会サービス		変更
旧:3	<u>6</u> . 照会サービス			
				(略)

Page	新	IB	備考	差分
新:3 旧:3	<u>7</u> . 振込・振替サービス	<u>8</u> . 振込・振替サービス		<u>変更</u>
				(略)
新:4 旧:4	8. 取引内容の記録等	9. 取引内容の記録等		変更
				(略)
新:4 旧:4	<u>9</u> . サービス利用手数料等	<u>10</u> . サービス利用手数料等		変更
				(略)
新:4 旧:5	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「 <u>7</u> . 振込・振替サ	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「 <u>8</u> . 振込・振替サ		変更
	ービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振	ービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振		
	込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。		
				(略)
新:5 旧:5	10. 暗証番号、セキュリティ等	11. 暗証番号、セキュリティ等		<u>変更</u>
				(略)
新:5 旧:5	11. 解約等	12. 解約等		変更
				(略)
新:8 旧:8	12. 移管	13. 移管		変更
				(略)
新:8 旧:8	13. 免責事項	1 <u>4</u> . 免責事項		変更
				(略)
新:9 旧:9	ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行わ	ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行わ		変更
	れた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後	れた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後		

Page	新	IΒ	備考	差分
	記「14. 本サービスの不正使用による振込等」による補てんの	記「1 <u>5</u> . 本サービスの不正使用による振込等」による補てんの		
	請求をすることができます。	請求をすることができます。		
				(略)
新:9 旧:9	1 <u>4</u> . 本サービスの不正使用による振込等	1 <u>5</u> . 本サービスの不正使用による振込等		<u>変更</u>
				(略)
新:11 旧:11	1 <u>5</u> . 届出事項の変更等	16. 届出事項の変更等		<u>変更</u>
				(略)
新:11 旧:11	16. サービスの休止	1 <u>7</u> . サービスの休止		変更
				(略)
新:11 旧:11	1 <u>7</u> . サービスの廃止	1 <u>8</u> . サービスの廃止		<u>変更</u>
				(略)
新:11 旧:11	18. 本規定の変更	1 <u>9</u> . 本規定の変更		<u>変更</u>
新:11 旧:11	(1) 当会は、「1 <u>7</u> . サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて	(1) 当会は、「1 <u>8</u> . サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて		<u>変更</u>
11. 11	本規定の内容および利用方法(当会の所定事項を含みます。)	本規定の内容および利用方法(当会の所定事項を含みます。)		
	を変更することができるものとします。本規定は民法に定め	を変更することができるものとします。本規定は民法に定め		
	る定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般	る定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般		
	の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に	の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に		
	は、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものと	は、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものと		
	します。	します。		
				(略)
新:11 旧:12	<u>19</u> . リスクの承諾	20. リスクの承諾		<u>変更</u>

Page	新	旧	備考	差分
				(略)
新:12 旧:12	20. 関係規定の適用・準用	2 <u>1</u> . 関係規定の適用・準用		<u>変更</u>
				(略)
新:12 旧:12	21. 契約期間	22. 契約期間		<u>変更</u>
				(略)
新:12 旧:12	22. 譲渡、質入れ等の禁止	2 <u>3</u> . 譲渡、質入れ等の禁止		<u>変更</u>
				(略)
新:12 旧:12	23. 準拠法・合意管轄	2 <u>4</u> . 準拠法・合意管轄		変更
				(略)
新:12 旧:12	(令和7年1 <u>2</u> 月1日現在)	(令和7年1 <u>0</u> 月1日現在)		変更
				(略)

附則

この規定の変更は、令和7年12月1日から施行する。